

大石田町オンライン化促進支援事業費補助金応募要領

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続対策として、中小企業・小規模事業者等が在宅勤務や Web 商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 対象となる方

町内に住所を有する中小企業及び小規模事業者等で、在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業者。

ただし、次の「別掲：反社会的勢力排除に関する制約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること。

別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

【オンライン化促進支援事業】

2 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 2/3
(2) 補助上限額 : 100万円
※補助金の額は千円単位(千円未満切捨て)とします。
(3) 補助対象経費 : 「テレワーク環境の整備」に係る下記の経費

○補助対象とする経費

経費区分	対象機器等
①機器等購入費 (各税抜10万円未満)	パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話、ディスプレイ・モニター、キーボード、マウス、プリンター、スキャナー、VPNルーター、サーバおよびNAS、無線LAN機器(親機、子機)、Web会議用機器(カメラ・スピーカー・ヘッドセット)、リモートWOL装置
②ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア(業務ソフトウェアに限る)
③委託費	ネットワーク構築作業費/VPNルーター等、機器の設置・設定作業費、導入機器、導入ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費(研修費用・マニュアル作成費)
④賃借料 (事業期間分に限る)	パソコン等、上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料
⑤使用料 (事業期間分に限る)	コミュニケーションツール(会議システム、チャット、データ共有)利用料、管理ツール(勤怠管理、在籍管理、業務管理)利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア(ワークフロー、リモートワークアプリ)利用料

※ 原則として、汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機など)の購入費を除きますが、「テレワーク環境の整備」に関する経費については対象とします。

3 申請手続き

- (1) 申請先 大石田町産業振興課商工観光グループ
(2) 申請期間
令和2年8月11日(火)から令和2年12月21日(月) <上記受付先必着>
(令和2年4月7日までの遡及を可能とします。)
(3) 提出書類【1部】
① 補助金交付申請書(兼)実績報告書(様式第1号)
② オンライン化促進支援事業補助対象経費集計表(様式2号)
② テレワーク環境整備計画書(様式第3号)
③ 補助金交付請求書(様式第5号)
③ 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し(領収書(内容記載のあるもの)、写真等)

4 結果の通知

認定結果は、補助金申請受理後、14日以内、補助金交付決定通知書により通知します。
補助金は、補助金交付決定通知書発送後2週間以内に振り込みします。

「申請書送付先・お問い合わせ先」

■ 大石田町 産業振興課 商工観光グループ

〒999-4112 大石田町緑町1番地 TEL 35-2111 (内線145・146)